

# 規制改革会議 国際経済連携タスク・フォース

(参考資料)

・利便性の高い原産地証明制度の確立を求める...(社)日本経済団体連合会(2007年4月13日)

平成19年5月11日  
事務局提出資料

## 「利便性の高い原産地証明制度の確立を求める」概要

2007年4月13日  
（社）日本経済団体連合会  
運輸・流通委員会  
経済連携推進委員会

### これまでの経緯

わが国にとって重要な国・地域との間の経済連携協定（EPA）の締結を、世界貿易機関（WTO）を中心とした多角的自由貿易体制の維持・強化と並ぶ「車の両輪」と位置付けるとともに、EPAの基盤である貿易諸制度の改革に向け、以下の提言・要望を取りまとめ

- 2006年10月 経済連携推進委員会「経済連携協定の『拡大』と『深化』を求める」
- 2006年11月 運輸・流通委員会「貿易諸制度の抜本的な改革を求める」
- 2007年1～3月 両委員会の合同部会により原産地証明制度の改善方を検討

### 基本的考え方

原産地証明の発給サービスにおける利便性確保  
EPAの拡大に伴う申請の増大への対応

### 特定原産地証明制度の再設計と原産地証明書発給制度の基盤強化が喫緊の課題

## 制度改革に向けた提案

### 1. 特定原産地証明制度の再設計

#### (1) 第三者証明方式（現行方式）の改善

発給主体の多様化  
現在、日本商工会議所が発給事務を担う機関として指定されているが、基準を満たす者であれば発給業務に参入可能なことを明確にする。  
手数料等の弾力化  
輸出形態や輸出货量に応じた弾力的な料金体系の設定を促すべく、手数料の認可制を届出制に緩和する。

＜現行＞ 電子的申請1件につき2,950円

（経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令第5条）

#### (2) 自己証明等の導入

欧米各国の制度を参考に、現行の第三者証明方式に加えて、自己証明を導入することによって、申請者がニーズに応じて証明方式を選択可能にする。

＜参考＞ NAFTAの「自己証明制度」、EUの「認定輸出者証明制度」

### 2. 国による原産地証明書発給制度の基盤強化

(1) 業務フロー最適化に基づくシステム構築  
紙ベースの手続きを早急に見直す。申請から発給に至るプロセスの短縮と費用低減につながるシステムを構築する。

(2) 政府によるシステム整備  
EPAが国家戦略として推進されている以上、その利用基盤である特定原産地証明書発給システムの整備については、国の責任において行う。

### 3. EPA交渉における留意事項

#### (1) 利便性の高い原産地規則の確立

実質的変更基準の選択制の確保  
原産地を決定する実質的変更基準としては、関税分類変更基準を基本としつつ、必要に応じて、加工工程基準、付加価値基準を選択可能にする。

原産地規則の統一化・共通化  
多国間EPAを締結するにあたっては、既存の二国間EPAで生じている問題点を踏まえ、原産地規則を統一化・共通化する。

#### (2) HSコード改訂への対応

HS2007へ速やかに移行する。交渉中および今後交渉が開始されるEPAにおいては、HS2007を採用。協定発効後HSコードが改訂された場合、速やかに改訂後のコードが適用されるよう協定に盛り込む。

#### (3) 税率の逆転現象の回避

EPAのメリットを最大限享受するという観点から、EPA特惠税率がMFN実行税率よりも高いという逆転が生じることのないよう、相手国との交渉を行う。

#### (4) 情報公開による適正な運用の確保

原産地規則の運用上のトラブルを迅速に連絡・調整し解決を図る一方で、その事例等をホームページ上で速やかに公開する。  
輸出者等からの指摘に基づき改善を行うメカニズムを構築する。  
十分な猶予期間を設けて、ユーザー企業への手続の周知を図る。  
利便性の高い原産地証明制度の確立や原産地規則の改善に向け、民間と政府の連携を強化する。

# 利便性の高い原産地証明制度の確立を求める - 経済連携協定（EPA）の利用促進に向けて -

2007年4月13日  
(社)日本経済団体連合会  
運輸・流通委員会  
経済連携推進委員会

## はじめに

日本経団連では、わが国にとって重要な国・地域との間の経済連携協定（EPA）の締結を、世界貿易機関（WTO）を中心とした多角的自由貿易体制の維持・強化と並ぶ、貿易・投資の自由化のための「車の両輪」の一つと位置付け、積極的に推進してきた。

2006年10月には、経済連携推進委員会において、提言「経済連携協定の『拡大』と『深化』を求める」をとりまとめ、EPAの深化という観点から、原産地証明書発給手続きの簡素化、円滑化を求めた。さらに、2006年11月には、運輸・流通委員会において、提言「貿易諸制度の抜本的な改革を求める」をとりまとめ、原産地証明書発給に伴う費用の引下げ、事前準備段階も含む処理期間の全般的な短縮と一層のプロセスの透明化などを通じた企業の利便性向上を要望している。

こうした経緯を踏まえ、両委員会は緊密な連携の下、本年1月より、「原産地規則検討会」を立ち上げ、利便性の高い原産地証明制度の確立に向けた検討を重ねてきた。その結果を基に、今般、運輸・流通委員会物流部会および経済連携推進委員会企画部会として、以下のとおり提言をとりまとめた。

政府においては、EPAの利用促進を通じてわが国企業の国際競争力の強化と経済の持続的発展を図るべく、具体的な施策を速やかに講じられたい。

## 1. 基本的考え方

「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」（2004年12月21日、経済連携促進関係閣僚会議決定）<sup>1</sup>からも明らかなように、わが国は、貿易・投資

<sup>1</sup> 「経済連携協定（EPA）は、経済のグローバル化が進む中、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完するものとして我が国の対外経済関係の発展及び経済的利益の確保に寄与するものである」。「我が国は、既にシンガポールとの間でEPAを締結し、メキシコとは署名を終えたほか、フィリピンとの間で大筋合意に達している。また、現在タイ、マレーシア及び韓国

の自由化に向け、重要な国・地域との EPA の締結を進めており、今後ともそのネットワークが拡大していくことが期待される。

EPA が有効に機能し、その効果が最大限に発揮されるためには、利便性の高い原産地証明制度が不可欠であるが、現行制度に基づく EPA 特恵税率の利用は、これまでのところ必ずしも捗々しくないのが実状である。

わが国においては、「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」に基づき、政府が証明書の発給主体となっており、その事務を政府指定の発給機関が担っている。また、発給に係る費用は、いわゆる「受益者負担」の原則の下、申請者が負担することとされている<sup>2</sup>。

「受益者負担」という前提に立つならば、直接の「受益者」とされる特定原産地証明書の申請者はもちろんのこと、生産者や輸入者を含めた利用者にとって、上記法令に基づく証明書の発給という現行サービスの利便性が十分に高く、その手数料を含め利用者側で原産性証明に要する費用に見合うものでなければならない。また、EPA の拡大を考慮すれば、それに伴う申請の増大にも耐え得るものでなければならない。

政府においては、わが国にとって戦略的な意義を有する EPA を利用する上で原産地証明が不可欠なツールであることを踏まえ、利用者の意見、要望に真摯に耳を傾け、特定原産地証明制度の再設計に速やかに着手するとともに、原産地証明書発給制度の基盤強化に取り組むべきである。

## 2．特定原産地証明制度の再設計

### (1) 第三者証明方式（現行方式）の改善

#### 発給主体の多様化

真に利用者本位の特定原産地証明サービスを確保するためには、複数のサービスの中から利用者が自らに最も適したものを選択できる環境を整える必

---

との間で交渉を行っている。更に、来年から ASEAN 全体と交渉を行うこととしているが、これら協定への取組は、東アジアを中心とした経済連携を推進するという我が国の方針を具体化するものであり、これらの早期締結に政府一体となって全力を傾注することとする」（2004 年 12 月現在）等の基本方針が掲げられている。

<sup>2</sup> 同法第 8 条では、指定発給機関による発給事務が定められるとともに、第 32 条で手数料徴収について、「発給申請者は、経済産業大臣の行う特定原産地証明書の発給にあっては実費を勘案して政令で定める額の、指定発給機関の行う特定原産地証明書の発給にあっては実費を勘案して政令で定めるところにより指定発給機関が経済産業大臣の認可を受けて定める額の手数を納付しなければならない」旨、規定されている。

要がある。また、今後、申請件数の増加および指定発給機関に対する負荷の増大が見込まれる中、特定原産地証明書の円滑な発給を確保することが重要である。そこで、政府が発給事務を担う機関を指定する現行の仕組みに替えて登録制を導入し、一定の基準を満たす者であれば、発給業務に参入可能なことを明確にすることなどによって発給主体の多様化を図るべきである。

#### 手数料等の弾力化

小口多頻度の製品やバルクの製品などを取り扱う物流ネットワークにおいては、リードタイムの短縮とともに、費用の低減が大きな課題となっている。しかしながら、輸出毎に特定原産地証明書の発給を申請しなければならず、それもままならないのが現状である。そこで、全ての申請に対して一律の手数料負担を求めるのではなく、輸出形態や輸出量に応じた弾力的な料金体系の設定を促すべく、手数料の認可制を届出制に緩和すべきである。

また現状では、手数料を支払ったことが証明されなければ、証明書が発給されない仕組みとなっているため、入金確認の手間がかかる振り込みを避け、即日発給を受けるべく、止むを得ず現金で支払っているケースも多い。昨今、企業においては、現金の取扱いは減少しており、社内経理処理にも手間がかかることから、例えば前払い式の利用券、あるいは事後振込みなどを導入できるようにすべきである。

## (2) 自己証明等の導入

欧米各国においては、特定原産地証明制度として、インボイス申告を使用できる認証輸出者証明制度や自己証明制度が採用され、企業の特定原産地証明費用と時間が大幅に軽減されている（別添資料参照）。

わが国としても、これら制度の利点を参考にしながら、現行の第三者証明方式に加えて、自己証明を採り入れることによって、申請者がニーズに応じて証明方式を選択できるよう、各国・地域との EPA 交渉やレビューのタイミング等を活用した既存の EPA の見直しを進めるべきである<sup>3</sup>。その際、自己

<sup>3</sup> 日本経団連では、「日・スイス経済連携協定の早期締結を求める」（2007年2月20日）において、スイスが認定輸出者制度を採用し、一部の国との EPA において自己証明制度を導入していることを踏まえ、「わが国としても、スイスとの EPA において、これらの制度を参考にして利便性の高い制度を導入し、そのメリットを検証することによって、他の国・地域との EPA への採用を検討すべきである」と提言している。

証明を全ての輸出者に認めるか(別添の NAFTA の自己証明制度に相当)、一定の基準を満たす者に限って認めるか(別添の EU の認証輸出者証明制度に相当)については、簡便性の向上と真正性の確保のバランスに留意して決定する必要がある。併せて、同一の物品の一定期間の輸出に有効な包括証明制度を導入すべきである。

なお、現行の第三者証明制度の下においても、証明書の利用者である企業は原産性証明書類の収集および保存の責任を負っており、その点において、上記の自己証明等も現行制度と何ら変わるものではない。無論、各企業においては、その責任を確実に実施するための社内体制を整備する必要があることは言うまでもない。

### 3 . 国による原産地証明書発給制度の基盤強化

現行の特定原産地証明書発給手続きにおいては、証明書の発給を電子的に申請した後に、典拠書類となるインボイスや輸出申告書を証明書交付事務所に提出することが求められる。また、商工会議所から審査終了が通知された後、紙ベースで証明書発給の申請書をシステムから出力し、肉筆でサインした上で提出しなければならない。さらに、特定原産地証明書の発給を受ける度に商工会議所に出向かなければならない。これらは、いかにも不合理であり、早急に紙ベースの手続きを見直すべきである。

なお、グローバル・サプライチェーンを踏まえた貿易諸手続きの電子化を進めていく上では、日本企業の国際競争力の強化という観点が必要である。したがって、上記特定原産地証明書発給システムの見直しにあたっては、単に紙を IT に置き換えるのではなく、企業における業務フロー全体の最適化を念頭に、申請から発給に至るプロセスの短縮と費用低減につながるシステムを構築する必要がある。そのようなシステムが実現できれば、将来的には、欧米や ASEAN などのシングルウィンドウ・システムとも連携した、利用者本位のシングルウィンドウ・システムの機能の一つに加えることも十分考えられる。また、EPA が国家戦略として推進されている以上、その利用基盤である特定原産地証明書発給システムの整備については、国の責任において行うこととし、広く民間利用に開放すべきである。

## 4 . EPA 交渉における留意事項

### (1) 利便性の高い原産地規則の確立

実質的変更基準の選択制の確保

原産地を決定する実質的変更基準としては、関税分類変更基準を基本としつつ、引き続き、必要に応じて、加工工程基準、付加価値基準を選択することができるようにすることが重要である。この点、今後交渉が本格化するインドとの EPA において、関税分類変更基準、付加価値基準双方の充足が要件とされることがないよう強く要望する。

原産地規則の統一化・共通化

膨大な種類の機械部品を輸出する際に、個々の部品単位での原産性の立証を求められる場合は、企業のサプライチェーン全体に過大な負担を強いられるという問題がある。また、EPA において求められる直送原則の運用が企業のグローバル・サプライチェーンの実態と必ずしも合っていないため、EPA 特惠税率の適用を受けられないケースも少なくない。これらの問題を含め、利用者の意見、要望や異議申し立てを踏まえつつ、利便性向上のため不断の見直しを行うべく、協定上設置されている「原産地規則に関する小委員会」等を有効活用すべきである。今後、わが国が締結する EPA においては、原産地規則の統一化・共通化を図り、EPA の利用向上につなげていく必要がある。特に日 ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) をはじめ多国間 EPA を締結するにあたっては、手続きの簡便な累積原産ルールを確立するとともに、既存の二国間 EPA で生じている問題点を踏まえ、品目毎に原産地規則を統一化・共通化することが望まれる。

なお、WTO においては、非特惠の分野における原産地規則の調和化作業が進められているが、特惠に係る原産地規則についても、国際的な調和に向けて次期ラウンドを見据えて議論を開始する必要がある。

### (2) HS コード改訂への対応

関税額の決定および関税分類変更基準のベースとなるのが 5 年毎に改訂される HS コードである。しかしながら、既に発効済みの EPA が HS2002 を採

用している一方、輸出入申告等の国内法上の手続きについては、2007年1月1日からHS2007が適用されており、輸出者、輸入者のみならず発給機関、税関当局においても、二重の基準による商品分類を余儀なくされ、管理を一層複雑なものにしている。既にEPAが発効しているメキシコ、マレーシア等や発効・署名・合意間近のEPAについては、HS2007へ可能な限り速やかに移行すべきである。また、交渉中および今後交渉が開始されるEPAにおいては、HS2007を採用するとともに、協定発効後HSコードが改訂された場合、できる限り速やかに改訂後のコードが適用されるよう、その旨を協定に盛りこむべきである。

### (3) 税率の逆転現象の回避

メキシコ等とのEPAにおいて、MFN(最恵国待遇)実行税率とEPA特惠税率が逆転するという現象が生じていることが、EPAの利用度が上がらない一因となっている。今後は、EPAのメリットを最大限享受するという観点から、EPA特惠税率がMFN実行税率を上回ることはないよう、相手国との交渉を行うべきである。また、EPA締結相手国がMFN実行税率を引き下げることによって、EPA特惠税率がそれを上回ってしまう場合には、通報する義務をEPA上に規定することなどが考えられる。

### (4) 情報公開による適正な運用の確保

メキシコやASEAN各国とのEPAでは、両国税関当局間でHSコードの解釈や協定の規定の運用に相違が見られ、輸出者に混乱を来たす一因となっている。また、上記(3)の税率の逆転現象についても、情報提供の遅れが見られたところである。政府においては、こうした原産地規則の運用上のトラブル等を迅速に連絡・調整し解決を図る一方で、その事例や相手国に関する情報をホームページ上で速やかに公開するとともに、EPAの利用促進に向け、輸出者等からの指摘に基づき改善を行うメカニズムを構築すべきである。

また、従前、EPAの実施に際し、原産地規則の実施細則等の確定がEPA発効の直前までずれ込み、また、原産地証明申請マニュアルの発表が遅延したため、ユーザー企業への周知が遅れ、企業の対応に時間を要する結果となったことに鑑み、今後十分な猶予期間を設けて、またインターネット等も利用して、

手続の周知を図るべきである。

## おわりに

日本経団連としては、より利便性の高い原産地証明制度の確立や原産地規則の改善に向け、今後とも、政府等関係方面との連携を一層強化していく所存である。その一環として、原産地規則に係るキャパシティ・ビルディングや社内体制の整備に向けた民間企業の取組みを側面支援していく。

以 上

## 別添

### 【欧米の事例：NAFTA および EU の原産地証明制度】

原産地証明書の発給に時間とコストがかかり煩雑であるため企業の原産地証明書利用の利便性を向上させるべく、NAFTA では企業の自己責任による「自己証明」制度を採用しており、輸出者は出荷毎の原産地証明書、または「ブラケット」証明書と呼ばれる 1 年間有効の包括自己証明を発行することができる。また、EU は欧州協定や EFTA、スイス、メキシコ、欧州・地中海連合協定国等との FTA で、「政府証明 (EUR 1)」制度に加えて、「認証輸出者証明」制度と「自己証明」制度 (6,000 ユーロ以下の小額案件) を採用している。

### NAFTA の「ブラケット証明」制度

NAFTA の原産地証明制度には、船積毎に輸出者が自己証明を発行できる他に、「ブラケット証明制度」と呼ばれる包括自己証明制度がある。

「ブラケット証明制度」は、

輸出者が所定の原産地証明書様式に必要事項 (輸出者 / 生産者名、機関、輸入者、製品の明細 (製品名とモデル番号記入) / モデル別に関税分類、特惠基準、生産者、ネットコスト方式による原産地決定の有無、原産地) を記入して、輸入者に発行する。

証明書は通常生産者が作成するが、輸出者が生産者でない場合は、輸出者は自ら原産地証明を生産者の発行した原産地証明書に依存する NAFTA 原産であることの自己の知識、NAFTA 原産であることので生産者の書面による表明、または生産者が発行した原産地証明書のいずれかに依拠して、自ら原産地証明書を発行することができる。

原本は輸入者が保管する。

輸入者は、輸入申告書に原産地を記入して、輸入通関を行う。通関の際には当該原産地証明を提示することはせず、税関から請求のあった場合にのみ提示する。

税関は、輸入において必要とあれば輸入者に当該ブラケット証明のコピーの提示を求めることができる。

輸入国が輸出者の自己証明について疑問を持つ場合、輸入国当局は輸出国の生産者工場に立入り、監査を実施したり、検証訪問を行うことができる。

ブラケット証明は 12 ヶ月有効である。

データ、証憑の保管義務は 5 年間。

NAFTA の自己証明制度では、輸入国が輸出者の自己証明の真正に疑義を持つ場合、輸入国当局は書類提出要求を行い、さらに輸出者の構内立入り、監査（audit）や訪問検査（verification visit）を実施することができる。かかる事後検査は厳格であり、企業はコンプライアンス体制を整備する必要があるが、コンプライアンス体制を確立している企業にとって証明書発給にかかる時間と費用の面で企業負担の最も少ない制度である。

## **EU の「認証輸出者証明」制度**

「認証輸出者証明」制度は、輸出国税関に認証輸出者（Approved Exporters）として認証された輸出者が“Invoice Declaration”によって行う自己証明であり、自己証明方式と政府証明方式の混合型と言えるものである。輸出者が認証輸出者として認証されるためには、輸出国税関当局に申請して、定期的に輸出業務を行っており、特惠原産地規則に関連して関連文書を適正に保管し、原産要件を満たすための遵守能力があることが税関によって認められる必要がある。

認証輸出者の申請は製造者、非製造者ができる。認証輸出者の資格はモデルごとを取得しなければならない。資格の有効期間は 1 年間で、更新することができる。認証輸出者は、少なくとも証明作成後 3 年間（国により期間が延長され得る）、原産地証明に関する文書を保管しなければならない。

認証輸出者証明の真正に疑義がある場合、協定が定める輸出入国の行政協力に基づいて、証明の検証（verification）は、輸入国の要請を受けて輸出国税関当局が行う。輸入国当局の検証訪問は認められていない。

以 上